

<区役所等で行う主な手続きをご案内します。このほかに手続きが必要な場合もあります。>

子どもが生まれたときの手続き（厚別区2024年度 更新版）

チェック	必要な手続き	窓口（電話）	持参するもの	手続きのしかた・手続きが必要な方
	出生届の提出	戸籍住民課 戸籍係 1階 1番 895-2449	<ul style="list-style-type: none"> 届書 出生証明書 母子健康手帳 	生まれた日から14日以内（例：1月1日生→1月14日まで）に父母からの届出が必要です。
	出生届の提出（夜間・休日）	日直室 区役所東側入口 895-2400 （代表）	<p>日直室で出生届（出生証明書添付）をお預かりすることができます（事務処理は翌業務日となります）。</p> <p>出生証明証（母子手帳に貼付するシール）は後日郵送します。</p>	
	出産連絡票（はがき）の提出	健康・子ども課 健やか推進係 3階 31番 895-1881	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳 	出生届を提出する際、窓口（健康・子ども課）にお持ちください。

以下の手続きは、該当する方のみが必要な手続きになります。該当する場合は各窓口へお問い合わせください。

国民健康保険の加入 （子どもの国民健康保険加入届）	保険年金課 保険係 1階 9番 895-2594	<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険証 母子健康手帳 	国民健康保険加入世帯で、出生した子どもが他の健康保険の適用を受けない場合は、国民健康保険の加入手続きをしてください。
国民健康保険出産育児一時金の申請		<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険証 母子健康手帳 世帯主の銀行口座番号がわかるもの 等 	国民健康保険の加入者で出産された方。ただし、他の健康保険から支給される場合は除きます。 ※医療機関で直接支払制度を利用される場合は、区役所への申請は必要ありません。ただし、出産費用が出産育児一時金を下回った場合は差額分が支給されます。 ◆詳しくは窓口へお問い合わせください。
産前産後期間の国民健康保険料の減額申請		<ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険証 母子健康手帳 	国民健康保険加入者で、出産する予定の方、または出産した方については、届出によって国民健康保険料が減額されます。 ※令和5年11月1日以降の出産が対象です。 ◆詳しくは窓口へお問い合わせください。
産前産後期間の国民年金保険料の免除申請	保険年金課 年金係 1階 10番 895-2598	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳 等 （出産前に届出をする場合。ただし、出産後に届出する場合は、原則不要です。） 	国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方 ※ 出産予定日の6か月前から届出可能です。 ◆ 詳しくは窓口へお問い合わせください。
児童手当の申請	保健福祉課 福祉助成係 2階 2番 895-2474	<ul style="list-style-type: none"> 預金通帳 請求者の健康保険証 等 	出生後15日以内（例：1月1日生→1月16日まで）に請求すると、出生月の翌月分から支給されますので、お早めに手続きをしてください。18歳の誕生日後の最初の3月31日までの児童を養育している方が対象となります。 ◆詳しくは窓口へお問い合わせください。
子ども医療費助成の申請		<ul style="list-style-type: none"> 子どもの健康保険証 等 	子どもの健康保険加入手続き終了後の手続きとなります。所得制限があります。 ◆詳しくは窓口にお問い合わせください。
児童扶養手当の申請		<ul style="list-style-type: none"> 戸籍全部事項証明（戸籍謄本） 預金通帳 等 	ひとり親家庭で子どもを養育している場合などが対象となります。所得制限があります。 ◆詳しくは窓口へお問い合わせください。
特別児童扶養手当の申請		<ul style="list-style-type: none"> 診断書 預金通帳 等 	20歳未満の障がい児を養育している方が対象となります。所得制限があります。 ◆詳しくは窓口へお問い合わせください。
ひとり親家庭等医療費助成の申請		<ul style="list-style-type: none"> 子どもの健康保険証 等 	ひとり親家庭の親子等が対象となります。所得制限があります。 ◆詳しくは窓口にお問い合わせください。
保育園への入所相談	健康・子ども課 子ども家庭福祉担当 3階 33番 895-2499	◆就労や病気などで、保護者が子どもの保育をできず、入所を希望される方は窓口へお問い合わせください。	